

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第164号

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第33号を第34号とし、第20号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 乳腺^{せん}外科部長

第3条第1項中「指揮監督する」の右に「とともに、病院事業の運営に係る事務を総括する」を加える。

第5条管理課の項第12号を同項第13号とし、同項第11号中「連絡調整」を「連絡及び調整」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 病院事業の運営に係る京都市立京北病院との連絡及び調整に関すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)